

教育委員会物品会計事務検査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、教育委員会に属する物品について、川崎市物品会計規則（昭和39年川崎市規則第32号。以下「規則」という。）第64条に定める局長の検査の有効性を確保し、適正な物品管理を行うことを目的とする。

(検査対象)

第2条 この要綱の検査対象は、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会事務局（市立学校以外の教育機関のうち教育委員会が所管するものを含む。以下同じ。）
- (2) 市立学校

(検査内容)

第3条 実施する検査内容は、規則及び会計室が作成した各種手引きに定めるとおりとする。ただし、第4条に定める検査員が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(検査員及び実地検査協力)

第4条 規則第64条第1項に定める検査員は、次の表に掲げる者をもって充てる。

実地検査担当検査員	総務部庶務課職員 総務部学事課職員
所属検査員 (教育委員会事務局)	庶務を担当する課長級職員
所属検査員 (市立学校)	校長

- 2 実地検査担当検査員は、検査対象の所属職員（管理運営を委託する施設にあっては、当該受託団体等の関係職員）の協力を得て実地検査を実施することができる。

(実地検査期間)

第5条 実地検査は、毎年12月末までに実施する。

(実地検査)

第6条 実地検査の検査対象は、第2条各号に掲げる区分ごとに抽出し、原則として3会計年度をもって全ての検査対象を検査する。ただし、検査することができない特別の事情があると教育次長が認める場合は、この限りでない。

- 2 実地検査担当検査員は、実地検査対象に対し、おおむね1月前までに実地検査年月日を通知するものとする。

(所属検査員の検査)

第7条 所属検査員は、教育委員会事務局及び市立学校の実地検査対象外の所属においては第3条に定める検査を実施する。

(検査事務の所掌)

第8条 第2条に定める検査対象のうち、同条第1号に係る検査事務は総務部庶務課、同条第2号に係る検査事務は総務部学事課が所掌する。

(検査結果報告)

第9条 検査対象の検査結果については、総務部庶務課で取りまとめを行い、総務部学事課を合議の上、教育次長に報告する。

2 前項の報告後、総務部庶務課から会計管理者へ報告する。

(その他)

第10条 その他必要な事項は、規則によるほか教育次長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱が、平成26年6月2日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成30年8月22日から施行する。

(経過措置)

2 この改正要綱の施行日以前に規則第64条に定める局長の検査に着手した所属については、当該検査が終了するまでの間は改正前の要綱の規定を適用させるものとする。

附 則

この改正要綱は、令和3年4月21日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、令和4年11月2日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱の規定は、令和5年度以後の検査について適用し、令和4年度の検査については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 9 日から施行する。